

第13次立川署労働災害防止計画

3年度目（2020）Report

Ⅰ 第13次立川署労働災害防止計画

国は、2018年度（平成30年度）を初年度とし、2022年度（令和4年度）までに2017年（平成29年）比で労働災害による死亡者数を15%以上減少、死傷者数（休業4日以上）を5%以上の減少を図ること等を目標とする「第13次労働災害防止計画」を策定し、これを受けて東京労働局では、「第13次東京労働局労働災害防止計画」を策定した。これらに基づき、立川労働基準監督署は、平成30年4月に、下記のとおり管内の状況等を踏まえ、目標等を定めた「第13次立川署労働災害防止計画」（以下「立川署13次防」という。）を策定し、労働災害防止対策を推進している。

立川署13次防（2018年4月～2023年3月）

1) 死亡災害を2件以下にする。（2022年まで15%以上減少）

2) 休業4日以上の労働災害の減少

2022年（令和4年）の死傷者数を686（2020年は701）人以下にする。（2017年と比べ2022年までに5%以上減少）

3) 重点業種（製造業・建設業・陸上貨物運送事業・第三次産業）を設定し、あらゆる機会を通じて事業場に対する指導、支援等の強化を図る。

【小目標】

① 労働災害を各々、製造業64人以下、建設業76人以下、陸上貨物運送事業を114人以下に減少させる（5%減少）
また、建設業及び熱中症による死亡災害を発生させない。

② 第三次産業の労働災害を減少させる。【396人以下（2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる）】

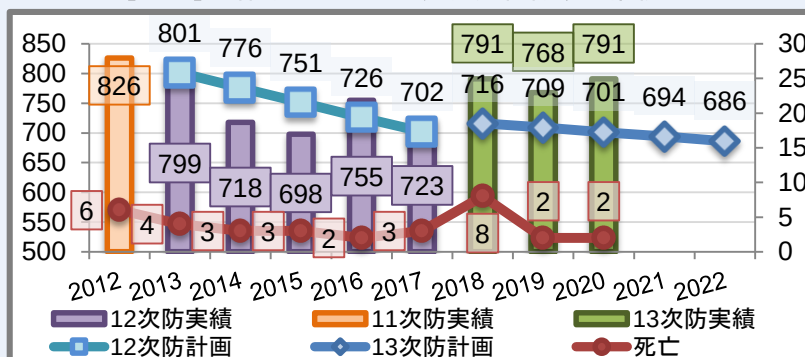
※ 第三次産業における重点業種【小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業（以下「3次産業重点4業種」という）】をそれぞれ、小売業95人以下、社会福祉施設67人以下、飲食店35人以下、ビルメンテナンス業23人以下とする。

③ 腰痛災害の減少を図る。【社会福祉67人、陸上貨物5人以下（5%減少）】

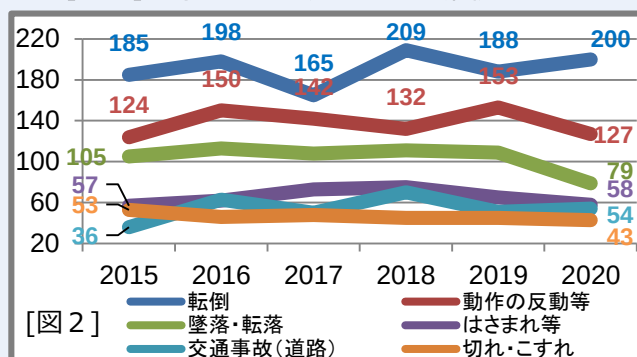
④ ストレスチェックにかかる集団分析の活用割合の向上を図る。（60%以上）



【図1】 休業4日以上の労働災害件数の推移



【図2】 事故の型別発生状況の推移



Ⅱ 立川署13次防3年度目（令和2年）における労働災害の状況と課題等

（1）令和2年の労働災害発生状況

令和2年の死傷者数は791人（確定値）と、目標である701人を上回り（+2.8%）、前年同期比3.0%増加（+23人）となった。

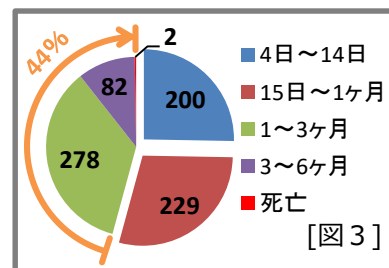
重点業種別では、製造業は前年に引き続き減少（ただし、食料品製造業は増加）、建設業は大きく減少、陸上貨物運送事業は横ばい、第三次産業は大きく増加となった。製造業83人（▲3.5%）、建設業53人（▲31.2%）、陸上貨物運送事業97人（±0%）、第三次産業〔小売業139人（+11.9%）、社会福祉施設89人（▲18.3%）、飲食店42人（▲16.0%）、ビルメンテナンス業24人（▲27.3%）〕

死亡災害は、目標を達成したものの2名の尊い命が失われている。

事故の型別では「転倒」が最も多く200人と全体の25.3%を占め、前年は減少に転じていたが再び増加となっている。以下、腰痛等に代表される「動作の反動、無理な動作」（127人、16.1%）、「墜落・転落」（79人、10.0%）、機械による発生が多い「はさまれ・巻き込まれ」（58人、7.3%）、「交通事故（道路）」（54人、6.8%）等である。また、休業1ヶ月以上の災害が全体の44%を占め、高い割合で重篤な災害が発生している。

「転倒」、「動作の反動、無理な動作」等の労働者の行動に起因する災害が、全体の4割を超えて発生しているため、引き続き「STOP！転倒災害プロジェクト」、「あんぜんプロジェクト」等の推進を通じ、危険の見える化事例の周知を図るなどの取組が必要である。

製造業では各種機械の使用時において、指の切断、四肢の骨折等の重篤な災害が発生しており、発生原因には、安全カバーを設けていないことや機械を止めずに清掃を行うなど、機械の使用における安全対策の基本事項を怠ったことによって発生したものが多いことから、安全装置等の定期点検や補修等を適切に実施し、加えてリスクアセスメントによる予見危険性を適切に把握し、計画的な設備の改善等の管理が必要である。



【図3】

[表 1] 立川署 1 3 次防期間中の業種別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による。）

		H29	H30	H31	R02	R03	R04	13次防	前年	前年との比較		H29との比較		R02目標との比較		
		確定値	確定値	確定値	確定値			合計	確定	増減値	増減率	増減値	増減率	目標値	増減率	割合
製造業		67	98	86	83	-	-	267	86	-3	-3.5%	+16	23.9%	65	27.7%	10.5%
	食料品	31	52	47	49	-	-	148	47	+2	4.3%	+18	58.1%	-	-	6.2%
	金属製品	3	7	4	2	-	-	13	4	-2	-50.0%	-1	-33.3%	-	-	0.3%
建設業		80	65	77	53	-	-	195	77	-24	-31.2%	-27	-33.8%	78	-31.7%	6.7%
	建築工事	45	43	50	40	-	-	133	50	-10	-20.0%	-5	-11.1%	-	-	5.1%
	土木工事	18	7	19	9	-	-	35	19	-10	-52.6%	-9	-50.0%	-	-	1.1%
	その他の建設	17	15	8	4	-	-	27	8	-4	-50.0%	-13	-76.5%	-	-	0.5%
運輸交通業		144	135	115	114	-	-	364	115	-1	-0.9%	-30	-20.8%	-	-	14.4%
	道路貨物	陸上貨物運送	110	106	88	93	-	-	306	97	-	-	-23	-19.2%	116	-16.7%
	陸上貨物取扱	事業	10	6	9	4	-	-								
貨物取扱業		10	6	9	4	-	-	19	9	-5	-55.6%	-6	-60.0%	-	-	0.5%
第三次産業		416	478	477	534	-	-	1,489	477	+57	11.9%	+118	28.4%	404	32.3%	67.5%
重点対象業種	小売業	100	122	88	139	-	-	349	88	+51	58.0%	+39	39.0%	97	43.3%	17.6%
	社会福祉	69	75	109	89	-	-	273	109	-20	-18.3%	+20	29.0%	68	30.9%	11.3%
	飲食店	37	50	50	42	-	-	142	50	-8	-16.0%	+5	13.5%	36	16.7%	5.3%
	ビルメンテナンス	24	30	33	24	-	-	87	33	-9	-27.3%	-	-	23	3.1%	3.0%
	その他三次産業(金融・警備)	30	34	37	36	-	-	107	37	-1	-2.7%	+6	20.0%	-	-	4.6%
上記以外		6	9	4	3	-	-	16	4	-1	-25.0%	-3	-50.0%	-	-	0.4%
全産業		723	791	768	791	-	-	2,350	768	+23	3.0%	+68	9.4%	701	12.8%	100.0%

(2) 令和 2 年の重点業種ごとの労働災害発生状況等

製造業

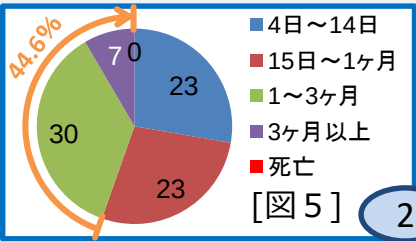
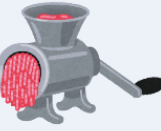
全産業に占める労働災害発生件数の割合は10.5% (83人) である(※図13)。前年に比べ減少したが、業種目標値とした65人以下を達成することはできなかった(※表1)。事故の型別では、「転倒」が最も多い(20人、24.0%)が、機械・設備に関わる「はさまれ・巻き込まれ」(12人、14.5%)と「切れ・こすれ」(10人、12.0%)を合わせると転倒を上回る状況にある(※図4)。

また、機械・設備に関わる災害は、休業1ヶ月以上が44.6%と重篤化傾向がみられる(※図5)。なお、製造業全体の発生件数の6割を超える食料品製造業では、食料品加工用機械の安全カバーを外して作業を行ったことにより、刃に接触して指を切断したものや稼働中の機械で加工物が詰まるなどのトラブルが発生した時に、機械を止めずに、手を機械に入れ、加工物を押し込むなどの作業を行って巻き込まれるなどの災害が発生している。

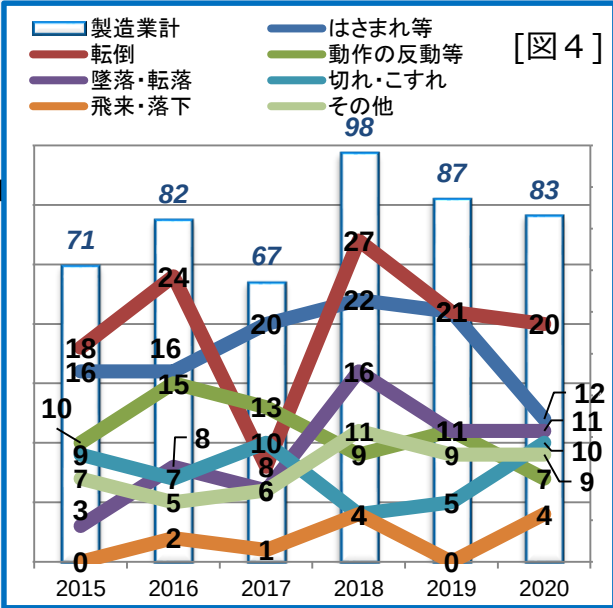
機械・設備に関わる労働災害防止には、安全カバーを外さない、トラブル発生時等には機械を確実に止めて対応するといった安全対策の基本動作の徹底と「機械の包括的な安全管理にかかる指針」、「機能安全による機械等に係る安全確保に係る技術上の指針」及び日本産業規格(JIS)などを参考に、機械等に係るリスクアセスメントを実施し、これに基づく措置の確実な実施が肝要である。

また、災害件数が最も多い「転倒」については、前年比では減少した(※図4)ものの、「床が濡れていた」、「通路上の台車や荷物につまずいた」など設備等の管理的要因によるものが多く発生していることから、適切な作業管理や作業環境管理を徹底することによる転倒災害防止対策が重要である。

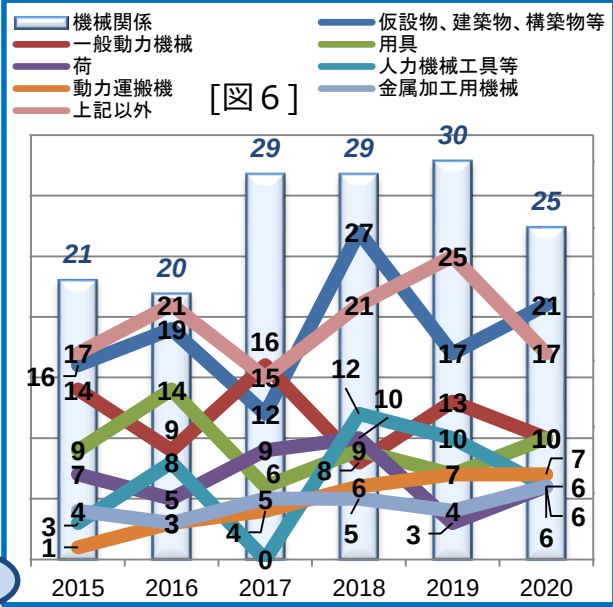
起因物別では、就業する建物の通路や、作業場所等の「仮設物、建築物、構築物等」における災害が最も多く(25.3%)、以下、「一般動力機械(食品機械7人、プレス機械3人など)」(20.5%)、「動力運搬機(フォークリフト4人など)」(8.1%)等となっているが、その他の機械や設備を合わせた動力機械関係の災害は、30.1%を占める状況にある(※図6)。



[図 5]



[図 4]



[図 6]

建設業

全業種に占める労働災害発生件数の割合は6.7% (53人)である(※図13)。前年に比べ大きく減少し、業種目標値とした78人以下を達成した(※表1)。

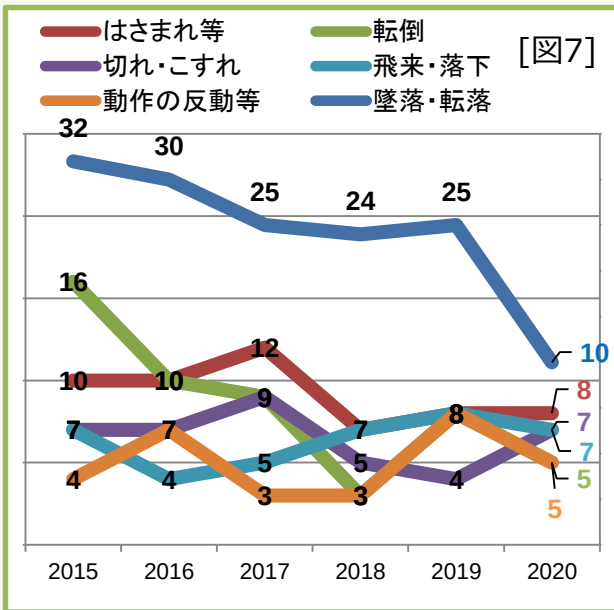
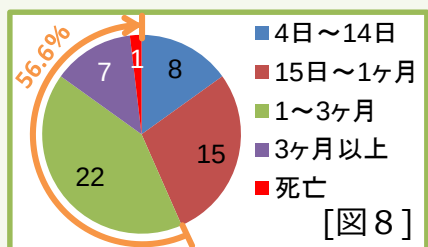
事故の型別では、前年比で大きく減少はしたものの「墜落・転落」が最も多く(10人、18.9%)、以下、「はさまれ等」、「切れ・こすれ」、「飛来・落下」、「動作の反動等」、「転倒」等となっている(※図7)。

起因物別では、「仮設物、建築物、構築物等」において最も多く(21人、18.9%)、以下、「用具」、「木材加工用機械」等となっている(※図9)。足場、脚立、屋根等の組み立て解体中に安全な昇降設備や床を設けず、さらに、墜落制止用器具を使用しないで作業していたことにより、墜落や転落したことによる災害のほか、転倒、回転する機械工具によるはさまれ、材料等の荷物を持ち上げた際の腰痛などの災害が特徴的である。

工事種別では、建築工事業が建設業の75.5%、土木工事業が同17.0%、その他、同7.5%である(※表1)。

建設業全体の災害は、休業1月以上が56.6%と重篤化傾向がみられ、また、熱中症による死亡災害も発生している(※図8)。

墜落制止用器具の使用及び取り付け設備の確実な設置、脚立等の安全な使用、回転機械工具の安全カバーの設置、使用開始前点検、安全作業手順書の整備等の徹底、熱中症対策が重要である。



陸上貨物運送事業

全産業に占める、労働災害発生件数の割合は、12.3% (97人)である(※図13)。前年に比べ、増減なし(±0人)で、業種目標値とした116人以下も達成した(※表1)。

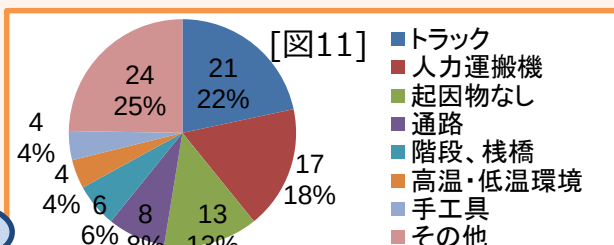
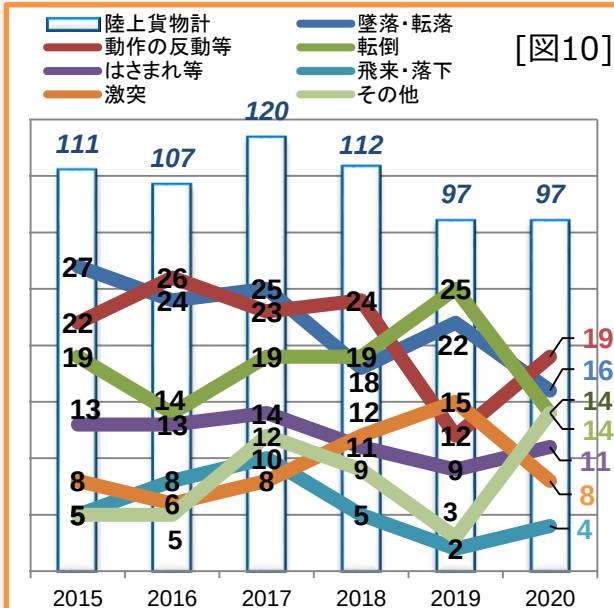
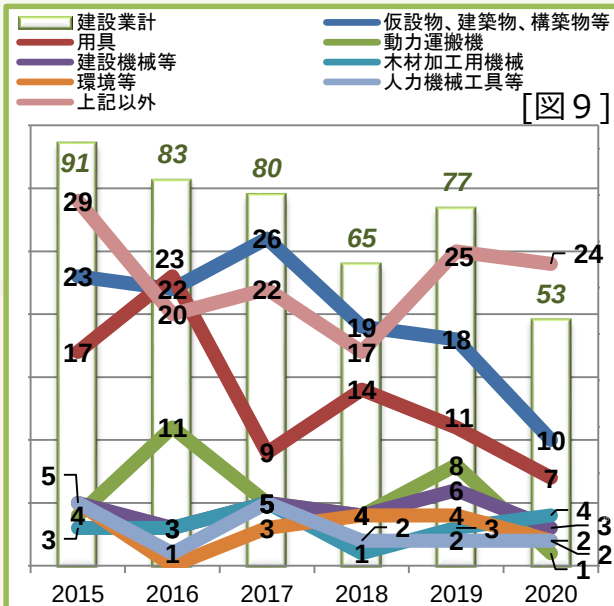
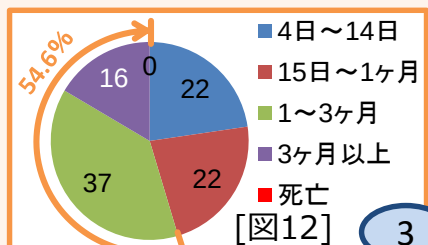
事故の型別では、荷の取扱い中の腰痛等に代表される「動作の反動・無理な動作」が最も多く(19人、19.6%)、前年比6割の増加となっている。以下、トラックの荷台や建物の階段などからの「墜落・転落」、段差、通路での「転倒」、ロールボックスパレットや台車、フォークリフトやトラックのテールゲートに挟まれる「はさまれ等」である(※図10)。当署管外事業者が荷の積込中、トラックが動き出し、トラックとプラットフォームにはさまれ死亡に至る災害が管内で発生している。

起因物別では、「トラック」が原因で発生したものが最も多く(21人、22%)、以下、台車等の「人力運搬機」、原因が人のみにある「起因物なし」、通路・階段、高温・低温環境によるものとなっている。

これら災害は配送先や荷主の建物内の通路などで、荷の取扱中に階段やトラックの荷台などから墜落・転落、転倒したことなどが多いため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく「荷役作業を行う労働者の遵守事項」の整備、「荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策」の策定、「荷役作業の安全衛生教育」の実施、「陸運事業者と荷主等との連絡調整」の実施が肝要である。

また、陸運事業者のみならず、荷主等が所有する建築物や設備の整備等の必要な労働災害防止措置の推進が必要である。

陸上貨物運送事業全体の災害は、休業1ヶ月以上が54.6%と重篤化傾向がみられる(図12)。



第三次産業

全産業に占める労働災害発生件数の割合は、67.5% (534人) である(※図13)。

前年に比べ57人増加 (11.9%増) し、業種目標値とした404人以下を達成することはできなかった(※表1)。

また、小売業において、顧客に対する講習会で商品の自動二輪をデモ走行中に運転操作を誤り死亡に至る災害が発生している。

第三次産業のうち、3次産業重点4業種は、第三次産業の災害全体の55.1%、全産業でも37.2%を占めている(※図14)。

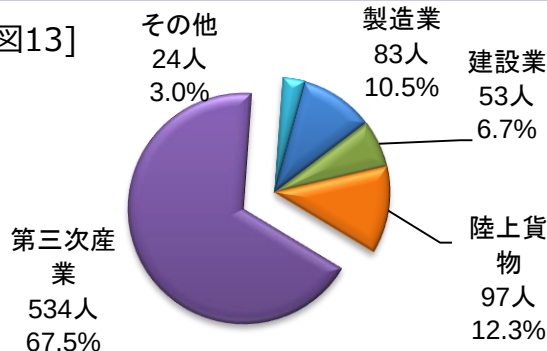
3次産業重点4業種の事故の型別では、4業種いずれにおいても「転倒」の割合が高く、3次産業重点4業種の災害の3分の1を占めているため、転倒災害防止対策が喫緊の課題である(※図16)。

「安全推進運動」を積極的に展開し、危険の見える化や、労働災害防止にかかる安全意識の向上等、事業者及び労働者の意識改革等のため安全衛生方針の表明等の対策が引き続き肝要である。また、社会福祉施設に特徴がみられる「動作の反動等」も3次産業重点4業種中に占める割合が18.0%と多く発生していることから、「職場における腰痛予防対策指針」等による労働者への教育や作業方法等の作業管理の改善の取組が必要である。

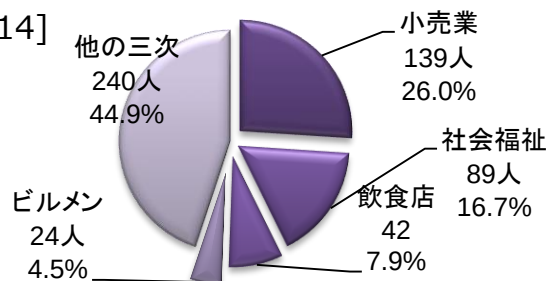
3次産業重点4業種の起因物別では、建物の床、階段等の「仮設物、建築物、構築物」が23.1%、脚立、はしご、台車、自転車、工具、用具等を含めた「その他の装置等」が29.9%と多く発生しており、これらで53.1%を占める(※図17)。

建物内の転倒、荷の取扱いや介助中の腰痛等災害が多いことから、「STOP転倒災害プロジェクト」、「職場における腰痛予防対策指針」等による取組が引き続き必要である。

【図13】

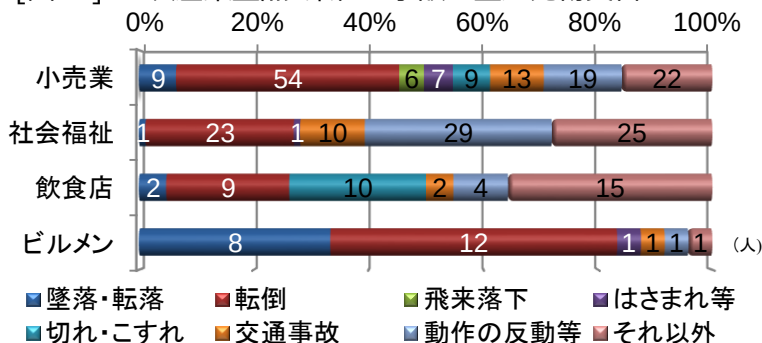


【図14】



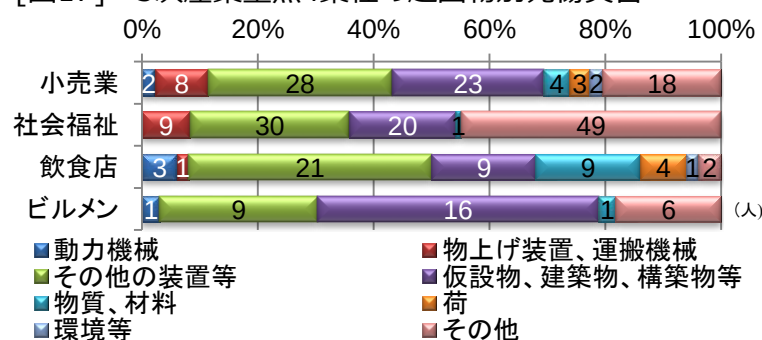
【図16】

3次産業重点4業種の事故の型別死傷災害

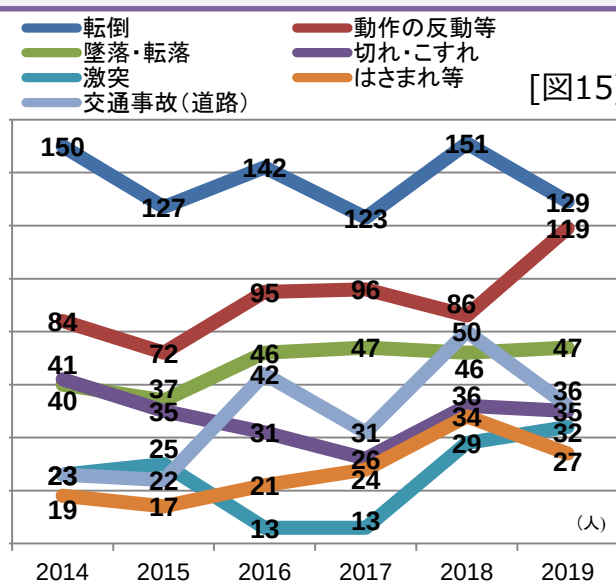


【図17】

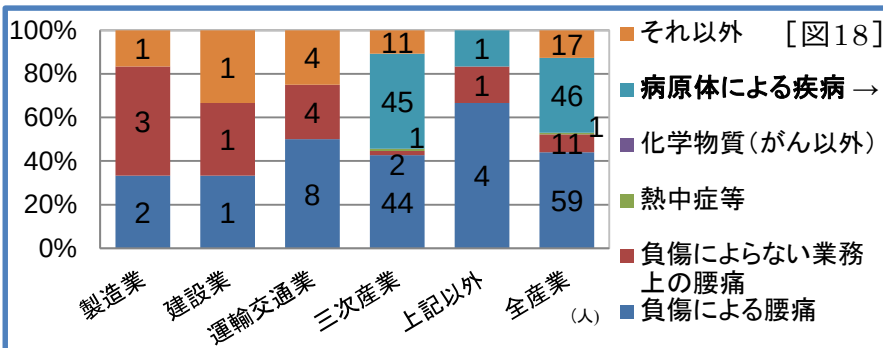
3次産業重点4業種の起因物別死傷災害



【図15】

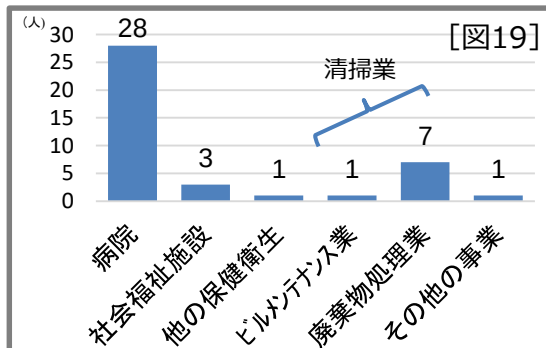


(3) 業種別職業性疾病発生状況



令和3年3月末現在、最も多く発生している職業性疾病は腰痛の70人で職業性疾病全体の52.2%に及ぶ。その他、熱中症、病原体による疾病等が発生している(※図18)。病原体による疾病はそのほとんどは新型コロナウイルス感染症によるものである。

(4) 業種別新型コロナウイルス感染症の状況



業種別の感染状況をみると、病院が最も多く28人(68%)、次いで清掃業8人(19.5%)等で施設清掃時の濃厚接触によるり患である(※図19)。